

施設の概要(おもな部屋)

1階

	面積	定員
大ホール	530.44㎡	556席
集会室(多目的ホール)	129.06㎡	110人
学習室1(工作室)	63.38㎡	36人
学習室2	74.38㎡	30人

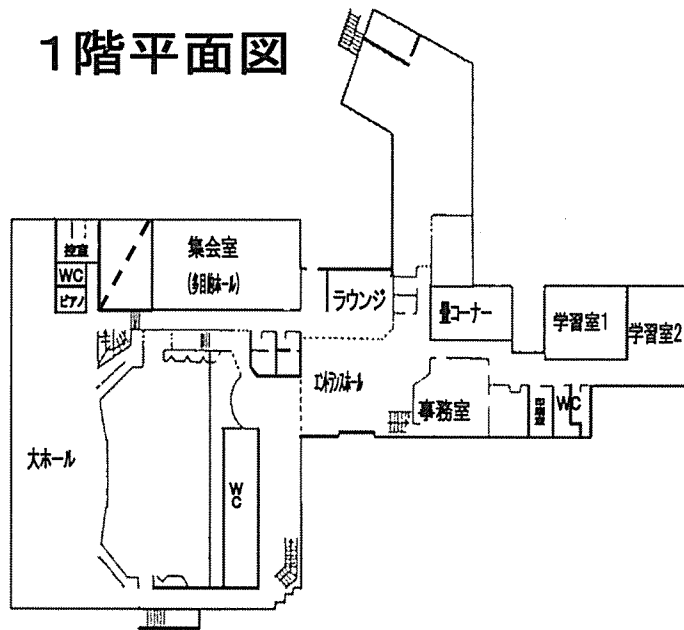
2階

	面積	定員
学習室3	79.01㎡	50人
学習室4	59.84㎡	30人
学習室5(茶室)	17.55㎡	
学習室6	77.11㎡	20人
学習室7(和室)	85.68㎡	45人
料理実習室	82.23㎡	37人

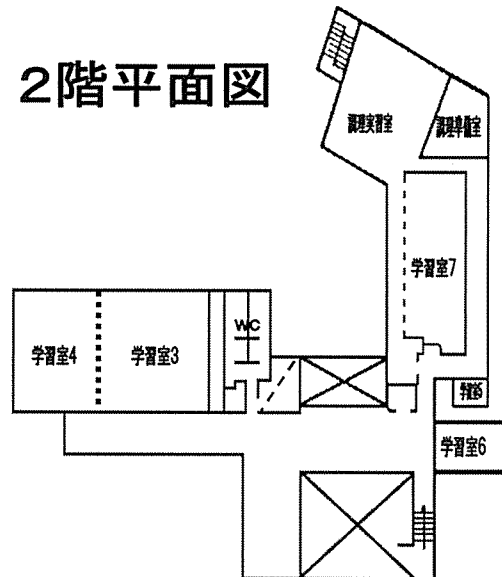
駐車場

	台数
大	64台
支所分館横	11台
(身体障害者用)	2台

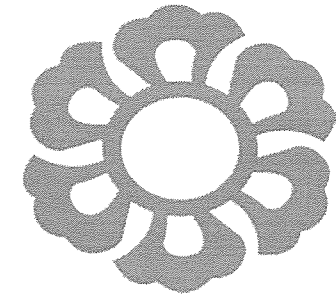
# 1階平面図



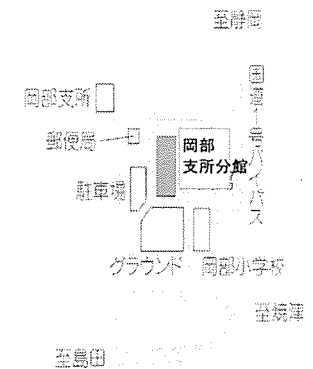
# 2階平面図



岡部支所分館  
市民ホールおかべ  
ご利用のしおり



〒421-1131  
静岡県藤枝市岡部町内谷601-3  
TEL 054-667-3755  
FAX 054-667-3985



使用の申込み

1・開館時間

- ・岡部支所分館 9時00分～21時30分
- ・市民ホールおかべ 9時00分～21時30分

2・休館日

- ・岡部支所分館 毎週月曜日・国民の祝日・第3日曜日  
藤枝市が特に必要と認めるとき  
年末年始(12月29日～1月3日)
- ・市民ホールおかべ 毎週月曜日(国民の祝日を除く)  
藤枝市が特に必要と認めるとき  
年末年始(12月29日～1月3日)

3・申込み方法

- ・岡部支所分館 9時00分～17時00分  
使用する月を含め、3ヶ月前から受付
- ・市民ホールおかべ 9時00分～17時00分  
使用する月を含め、6ヶ月前から受付

※申込みは、岡部支所分館事務室においてになり使用許可申請書を記入のうえ  
使用料と共に提出してください。

4・使用許可

- ・使用が許可されますと許可書を交付します。
- ・使用の際は、許可書を事務室へ提示してください。
- ・なお、使用権は他人に転貸、譲渡できません。

5・使用料

- ・使用料は別表のとおりです。
- ・使用料は使用許可書と引き換えに納付してください。
- ・既納の使用料は、使用者の責にならない理由で使用不可となった場合を除き、お返しできません。
- ・使用者の条件、目的により減額となる場合があります。

6・使用取消

- ・都合により使用を取り消す場合は所定の使用取消願を提出してください。

使用上のお願い

- 1・使用責任者を設けて、設備や備品を責任もって管理してください。
- 2・各施設の収容定員を超える使用はかたくお断りします。
- 3・催物を行う場合は、施設内外の秩序保持のため駐車場整理の等の必要な整理員を配置してください。
- 4・所定の場所以外での飲食・喫煙はお断りします。
- 5・施設又は付属備品を破損、損傷、滅失したときは必ず係員に届け出てその指示を受けてください。
- 6・他人に危害を加え、又は迷惑になる行為、物品、及び動物の携行はしないでください。
- 7・使用を終わったときは、設備・備品等を原状に戻して清掃し、係員の点検を受けてください。
- 8・許可を受けない設備・備品等は使用しないでください。

別表  
岡部支所分館使用料

(単位/円)

区分	時間	9時～	13時～	9時～	18時～	13時～	9時～
		12時	17時	17時	21時30分	21時30分	21時30分
集会室		840	940	1,580	1,580	2,330	3,180
学習室		310	420	630	630	1,050	1,260
料理実習室		840	940	1,580	1,580	2,330	3,180

備考

1. 商業宣伝若しくは、営業又はその類似行為を目的として使用する場合は、使用料は2倍とする。
2. 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所以外の者が使用する場合は、当該使用料(1により加算した額を含む。)の50%に相当する額を加算する。  
(地区交流センター条例第6条に準ずる。目的外使用)

市民ホールおかべ使用料

大ホール

区分	時間	9時～	13時～	9時～	18時～	13時～	9時～
		12時	17時	17時	21時30分	21時30分	21時30分
平日	A	7,350	10,510	15,770	14,720	23,130	29,440
	B	12,610	17,880	29,440	24,180	39,970	51,550
	C	17,880	26,290	44,180	36,810	58,900	73,640
土曜日	A	7,350	14,720	21,020	15,770	28,390	35,770
	B	12,610	23,130	33,660	29,440	48,390	59,960
	C	17,880	33,660	51,550	44,180	72,580	87,320
日曜日	A	8,400	14,720	22,080	15,770	28,390	37,860
	B	15,770	24,180	39,970	31,560	51,550	66,280
	C	25,230	37,860	62,060	51,550	84,160	103,110
暖房料		5,090	7,130	12,230	7,130	11,210	17,330
冷房料		7,130	9,170	16,310	9,170	16,310	22,420

※設備使用料

その他、設備、舞台業者等の料金が必要となります。

備考

1. 使用区分は、次のとおりにする。  
A 商業宣伝の用に供せず、かつ、入場料又は会費の類を徴収しない場合  
B 商業宣伝の用に供しないが入場料又は会費の類を徴収する場合  
C 商業宣伝の用に供する場合
2. 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外のものが使用する場合は当該使用料(冷暖房料を含む)の50%に相当する額を加算する。

舞台等

区分	時間	9時～	13時～	9時～	18時～	13時～	9時～
		12時	17時	17時	21時30分	21時30分	21時30分
控室		100	210	310	310	530	640
舞台	練習のみに使用する場合	820	1,040	1,880	1,560	2,610	3,460
	ホール使用者が準備及び練習に使用する場合	ホール使用料の30%に相当する額					

多目的ホール

区分	時間	9時～	13時～	9時～	18時～	13時～	9時～
		12時	17時	17時	21時30分	21時30分	21時30分
多目的ホール		4,310	6,820	11,130	7,870	14,720	19,030

備考

1. 多目的ホールを商業宣伝若しくは営業又はその類似行為を目的として使用する場合は、使用料2倍とする。
2. 市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外のものが使用する場合は、当該使用料(1により2倍にしたときは、当該2倍にした額)の50%に相当する額を加算する。